

PEG・在宅医療研究会ニュースレター



Home Health Care,
Endoscopic Therapy and
Quality of Life

第18号 2015 2015年12月1日発行

発行 PEG・在宅医療研究会
会長：上野文昭
編集委員長：加藤隆弘
広報委員長：妙中直之

〒534-0021
大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22
大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX：06-6167-7186
E-Mail：peg-office@umin.org
URL：http://www.heq.jp

PEG・在宅医療研究会20年の歩みと今後



会長 上野文昭
大船中央病院 特別顧問

PEG・在宅医療研究会は今年20周年を迎えました。発足時の HEQ 研究会という名前が意味した Home health care/Endoscopic therapy/Quality of life という3つのキーワードは、今でこそ当たり前を受け入れられますが、当時の医療界では何ら関連のない不思議なキーワードと捉えられていたとしてもおかしくありません。在宅医療を可能にする内視鏡治療が存在し、それが患者の生活の質(QOL)を向上させるという概念は、消化器領域にも在宅医療関係者にも全く浸透していませんでした。その後不適切な医療の見直し、医療制度の改革、医療の情報化、グローバル化などにより、胃瘻とPEGが認知され、今日ではこの3つのキーワードが違和感なく受け入れられるようになりました。当時からPEGの適正使用を意識し、特定の専門分野に偏らず、また多職種の医療提供者の横のつながりを重視していた当研究会は、まさに時代を先取りしていたと思われま

す。今年9月、20周年の学術集会が永井祐吾会長のお世話により大阪で開催されました。例年のように多数の有益

な発表と活気ある討論が繰り広げられました。その中に会長特別企画として、「PEG・在宅医療研究会、20年の総括と今後の展望」というセッションが設けられ、歴代事務局長の嶋尾先生、西口先生の司会のもと、比企先生、曾和先生、鈴木先生、そして私の歴代会長が、20年間の歴史と変遷を振り返りながら今後の展望を述べました。限られた時間ではありましたが、歴史を正しく学ぶことは未来の発展に不可欠ですので、素晴らしい企画であったと考えています。これらの先生方はもちろんのこと、20年にわたる研究会の発展にご尽力いただいた役員・会員の皆さま、そして事務局の方々に、この場を借りて感謝の意を表したいと思います。

20年という歳月は、人間で言えば成人です。成人の使命は社会に対して責任を持ち、社会に役立つ行動をとることにあります。ようやく成熟の時を迎えたPEG・在宅医療研究会が、その活動を通して社会に対する責任を果たせるよう、会員の皆さまのご協力をお願いいたします。

CONTENTS

会長挨拶	1	2015年12月以降 胃瘻関連研究会一覧	6
第20回学術集会開催報告	2	ひろば「怒りのコントロール」加藤隆弘	7
2015年度第3回 PEG・在宅医療研究会論文賞	2	ひろば「ラブラドルからブードルへ」吉野すみ	8
第21回学術集会会告	3	事務局インフォメーション/入会案内/会則	9
第20回 PEG・在宅医療研究会世話人・常任幹事会議事録	4	投稿規定/胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則～資格認定条件細則	10

第20回学術集会開催報告

第20回 PEG・在宅医療研究会学術集会を終えて

会長 永井 祐吾
療法人浩仁会南堺病院 院長



第20回の記念すべき学術集会は、9月5日(土)に大阪国際交流センター(大阪市天王寺区)で、第7回 PEG・在宅医療研究会教育セミナーおよび資格試験に引き続き、開催されました。メインテーマを「20年の総括と展望」として、嶋尾、西口、両事務局長経験者司会のもと、比企能樹先生はじめ4人の歴代代表世話人による、同テーマの特別企画をはじめ、102題の演題発表があり、408名のご出席を賜り、盛会裡に終わることができました。これもひとえに、PEG・在宅医療研究会事務局および世話人の先生方をはじめとする会員の皆様のご支援の賜物と、深く感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

2015年度 第3回 PEG・在宅医療研究会 論文賞

受賞者：西村智子 (京都府立医科大学 消化器内科)

受賞論文：経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)後の肺炎発症予測因子についての検討(原著)

p52-p59 在宅医療と内視鏡治療 vol.18 No.1 Sep. 2014

2013年度より、掲載論文の<原著および臨床経験>の中から<論文賞>を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度学術集会時に授賞式を行います。



授賞式へは、小西英幸先生が代理出席されました

CLINY

Transgastric Jejunal Balloon Tube
PEG-J カテーテル

挿入性と内腔の広さを追求した経胃瘻的腸用カテーテル

クリエートメディック株式会社 本社：神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎南 2-5-25 <http://www.createmedic.co.jp>
TEL：045-943-3929 FAX：045-943-9084 E-MAIL：cliny@createmedic.co.jp

※左側が先導子タイプ、右側が先端造影タイプとなります。
医療機器認証番号 223ACBZX00077000

第21回学術集會会告

次回 学術集會のお知らせ

会期：2016年9月3日(土)

会場：かがわ国際会議場、サンポートホール高松 〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1

学術集會HP：<http://peg21.umin.jp/> ※2015年12月1日開設予定

演題募集期間：2016年3月2日(水)～5月31日(火) (予定)

合 田 文 則

医療法人社団和風会橋本病院 顧問
千里リハビリテーション病院 副院長

皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。さて、この度、第21回 PEG・在宅医療研究会学術集會を平成28年9月3日(土)に、かがわ国際会議場とサンポートホール高松で開催させていただくこととなりました。第21回 PEG・在宅医療研究会学術集會の会長にご推挙いただき光栄に存じます。皆様のご協力を得て、実のある討論の場にしたいと考えております。

メインテーマは「胃瘻患者の声を聞こう～症例から学ぶ～」としました。私事ですが、4月から回復期リハビリテーション病院において診療および栄養管理に従事するようになり、胃瘻が、QOLに貢献し、社会復帰できる患者さんにおいても胃瘻を拒否し、あえて、寝たきりへの道を選ぶといった間違った風潮にたびたび遭遇しています。これは、一部のマスコミや政治家による誤解を招くような「言葉のすり替え」による偏った発言や報道に端を発しています。正しくは、「終末期医療の意思決定プロセス、特に水分・栄養補給をどうするか?」で、終末期の治療目標は、体重減少の回復でなく、症状の緩和と全体的な well-being の向上である。しかしながら、終末期においても水分や栄養について十分にアセスメントやモニタリングもせず漫然と投与していることが少なからずあり倫理的に問題であるという内容が、「終末期」が「高齢者」に、ま

た「栄養管理の怠慢」が「胃瘻」にすり替えられたため、本来、ADLやQOL向上を目標にした胃瘻が いつの間にか「胃瘻」=「終末期」の印象を与え本末転倒な状況が生まれています。これらの状況が、胃瘻により尊厳を保ちつつ社会復帰した患者の声を聴くことなく一方的に発信されていることに危惧を感じ、学術集會のメインテーマとしました。胃瘻患者さんに参加していただき、患者さんの生の声を聴き、胃瘻本来の果たす役割を、市民と共にみんなで再考する場としたいと考えています。

これからメインテーマに沿って招待講演、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ さらに可能であれば市民公開講座を企画致します。

はじめての青い国、四国での開催です。多くの方々にご参加いただき、「うどんだけじゃない香川」を楽しんでいただければと思います。心よりお待ちしております。



毎日の栄養補給をサポートする半固形流動食

販売者 テルモ株式会社 〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷2-44-1 <http://www.terumo.co.jp/> ©. TERUMOはテルモ株式会社の登録商標です。TERUMO、PGソフト、PGソフトEJはテルモ株式会社の商標です。©テルモ株式会社 2014年10月

第20回 PEG・在宅医療研究会 世話人・常任幹事会 議事録

2015年9月4日(金) 16:00~18:00
大阪国際交流センター 3階 銀杏

【出席者】

比企能樹、曾和融生、鈴木博昭、馬場忠雄、増田勝紀、熊井浩一郎、上野文昭、小原勝敏、山下裕一、井上善文、嶋尾仁、永井祐吾、櫻井洋一、小山茂樹、西口幸雄、前川隆文、合田文則、鈴木裕、倉敏郎、有本之嗣、高橋美香子、松本昌美、今枝博之、津川信彦、小川滋彦、岡野均、吉野すみ、蟹江治郎、森瀬昌樹、城本和明、松本敏文、鮎田昌貴、朝倉徹、今里真、高塚健太郎、大石英人、妙中直之、村上匡人、西脇伸二、瀧藤克也、日下部俊朗、村松博士、梶谷伸顕、今本治彦

(計44名、内38名議決権あり)(敬称略)

【欠席者】

武藤輝一、青木照明、加藤紘之、畠山勝義、田尻久雄、加嶋敬、島田慈彦、寺田彰、大原毅、齋藤豊和、木下千万子、吉川敏一、山口俊晴、愛甲孝、北川泰久、加藤隆弘、前谷容、武藤学、藤本一真、山口弘和、徳毛宏則、葛谷雅文、松原康美、小野沢滋、赤羽重樹、堀内朗、畠山元、三原千恵、鷺澤尚宏、玉森豊

(計30名、内11名委任状提出)(敬称略)

- ・会長挨拶 上野文昭
- ・第20回学術集會会長報告 永井祐吾
- ・第19回学術集會会長挨拶 増田勝紀

昨年平成26年9月13日(土)東京ステーションコンファレンスにて開催。参加者は約400で盛会であった旨の報告があり、会員の皆様の協力に対し謝辞が述べられた。

・議題

【審議事項】

1. 2014年会計報告 財務委員長 嶋尾仁
2014年度収支決算が資料に基づいて報告され、満場一致にて承認を得た。
2. 2016年予算案 財務委員長 嶋尾仁
資料に基づいて説明があり予算案審議が行われた。支出では収入の減少を鑑みて事務局経費及び委員会活動費の削減を行った。委員会活動については前年度の活動状況を考慮に入れて予算を組んでいる。繰越金が少しずつ減ってきているのが現状である。2015年度予算について満場一致にて承認を得た。
3. 第23回学術集會会長の選出 会長 上野文昭
第23回学術集會会長として、地域性を考慮し福岡大学筑紫病院の外科前川隆文先生が推薦され、満場一致にて承認を得た。
4. 役員・幹事人事 役員選出委員長 小原勝敏
資料に基づいて報告があり、世話人候補3名、常任幹事候補6名、幹事候補3名が満場一致で承認された。
その他、役員のうち2015年度にて定年を迎える役員について来年度からの人事について上野文昭会長より以下の提案があった。
・世話人：山下裕一先生 会則第7条5項により今期(2017年3月末)まで任期延長
上記人事について満場一致にて承認を得た。また、今後の役員

推薦の参考資料として、2016年度の役員・幹事・会員地域別分布状況が小原委員長より今後の人事の参考として報告された。

5. 第4回資格審査結果 認定制度委員長 嶋尾仁
第4回資格認定審査の審査結果について報告があり、満場一致にて承認を得た。
6. その他 会長 上野文昭
 - 1) 学術集會(仮称)メディカルスタッフ部門表彰 設立について
PEG チーム医療委員会からの提案として、コメディカル会員のモチベーションを上げるために学術集會での優秀演題、会誌投稿優秀論文を委員会で表彰することについて小川委員長から提案があった。この方向で進め、今後委員会内で詳細を討議することについて、満場一致にて承認を得た。
 - 2) 新委員会発足について
 - ① PEG カテーテル 2017年問題検討委員会
2017年度改正のカテーテル問題に対応すべく、アドホック委員会として【PEG カテーテル 2017年問題検討委員会】を立ち上げることにについて、倉敏郎世話人より資料に基づき現状の報告があった。委員会設立について、満場一致にて承認を得た。委員長には倉敏郎、委員は蟹江治郎、今里真、大石英人、犬飼道雄が倉委員長より推薦され、これについても承認を得た。
 - ② データベース委員会
あり方委員会山下裕一委員長より世間では胃瘻の悪いイメージが定着しつつあり、その代わりに静脈栄養を使用することが多くなってきている。今後この流れを当研究会が集計して世間に発信していくべきだという意見があり方委員会で議論されたことが報告された。研究会としては学術的研究の側面は十分持っているのでデータを集めるべきであり、今後老人人口が増えていくにあたり、当研究会が学術団体として社会的貢献を果たすべくデータベース委員会を発足すべきとの提案があった。常設委員会設立について、満場一致にて承認を得た。委員長には今里真先生が上野会長から推薦され承認された。委員については委員長から推薦し役員に報告することとなった。

【報告事項】

7. 庶務報告(資料6) 事務局長 西口幸雄
報告は資料通り。
8. 委員会報告
 - 1) あり方委員会 委員長 山下裕一
 - ① 学会移行と法人化についてアンケートを取った結果、同時に行わず、まず学会への移行後に法人化するかを検討していく。
 - ② 研究会発足20周年となる今年度の学術集會にて、研究会の歩みを振り返るべく、あり方委員会企画として、展示会場にて第1回から20回までの学術集會会長写真、抄録集及び巻頭言の展示を行った。
 - ③ データベース委員会設立について
 - ④ 保険点数の積極的な加算について研究会として活動していくべきである。
 - 2) 倫理委員会 委員長代理 上野文昭
次の課題として今後検討すべき項目などあればご意見等随時連絡を北川委員長までいただきたい。
 - 3) 総務委員会 委員長 西口幸雄
庶務報告で報告済み。
 - 4) 財務委員会 委員長 嶋尾仁
審議事項にて審議済み。研究会の繰越金が減少傾向にあること

- から、会員増員のための働きかけ及び、研究会としての事業に力を入れていくことが重要である。
- 5) 編集委員会 委員長代理 西口幸雄
資料に基づいて会誌制作状況の報告があった。
- 6) 広報委員会 委員長 妙中直之
資料に基づいてHP更新等の報告があった。
- 7) 規約委員会 委員長 嶋尾仁
今年度報告する事項はなし。
- 8) 役員選出委員会 委員長 小原勝敏
2016年4月1日付就任人事について、審議事項にて審議済み。
- 9) 用語委員会 委員長 倉敏郎
今年度報告する事項はなし。
- 10) 社会保険委員会 委員長 鈴木裕
これまでは研究会でまとめたものを厚労省に直接伝えて交渉してきたが、それだけでは不十分であり、出来れば内保連、外保連とのリンクを研究会で図ってネゴシエーションしたうえで厚労省へのヒアリングまで持ち込まないとなかなか決定しない。今後は内保連、外保連とのつながりの強い先生方に協力いただくことと、2014年度改定にあたり、現場にあった申請を行っていくことが重要である。
- 11) 教育委員会 委員長 永井祐吾
前回(昨年度研究会学術集会時開催)の教育セミナー及び今回開催の第6回教育セミナーの開催状況報告があった。今後の開催方法について、e-learningのシステムの導入を考えているが、準備費用として約50万円かかることから、今後予算申請等検討していきたいと考えている。
- 12) 資格認定制度委員会 委員長 嶋尾仁
資格認定結果について審議事項にて審議済み。
- 13) PEG チーム医療委員会 委員長 小川滋彦
明日の学術集会時にワークショップを開催予定であり、ぜひ参加をお願いしたい。来年も企画を出したいと考えている。
- 14) PEGと栄養に関するガイドライン作成委員会 委員長 井上義文
すでにガイドラインがあり、ダブルスタンダードを作るよりは、現在のガイドラインに沿って使用したほうがいいのではないかと井上委員長からの提案があり、満場一致にて承認された。このことから、PEGと栄養に関するガイドライン作成委員会は一旦活動を終了することとなった。
- 15) 選奨委員会 委員長 嶋尾仁
2015年度論文賞として研究会会誌18号掲載の西村智子医師の原著を選出し、満場一致にて承認された。授賞式は明日5日の幹事・施設代表者会議にて行われる。
- 16) COI委員会 委員長 瀧藤克也
運用時期について、確認のためメールで意見集約を行った。運用を開始する場合、資料をHPへの掲載について進めて行く予定である。COIマネジメントを開始することになると、日本医学会のガイドラインでは法律関係の外部委員を入れなければならないが、大抵が弁護士となっている。役員は予め様式3を自己申請する必要がある。申請書を確認し抵触する場合には倫理委員会と協議して最終的には会長と議論し処分を決定していくことになると思われる。運用は来年の学術集会及び会誌投稿論文になる予定である。
- 17) 胃壁固定に関する調査委員会 委員長代理 高橋美香子
今年は委員会を開催していないが、昨年度行ったアンケート結果のデータの整合性が取れていないことから、今後、改めてインターネットを使い整合性のとれるデータを報告する予定である。
- 18) 学会移行準備委員会 委員長 櫻井洋一
昨年度役員会で出た検討事項について、あり方委員会にも検討してもらい、両委員会の意見を今回の委員会にて検討した。
・法人化については学会移行後時期をみて行うこととする。
・会員構成については現状のままとして、様子を見る。
・名称変更は、和名【PEG・在宅医療学会】英名【Society of Home health care, Endoscopic therapy, and Quality of life (HEQ)】を委員会の案として提案したい。
役員呼称の変更、学会移行のスケジュールについて資料に基づき報告があった。委員の追加として、JSPENの理事である比企直樹先生に加わっていただき、法人化を見据えて進めていきたい。
委員会での検討事項について以下の意見があった。
・名称について【日本】を付けないことで出張旅費等の事務手続きの際に、承認が下りない場合がある施設等がある。そのようなことも念頭に置く必要がある。(山下裕一世話人)
・研究会での認定制度が今後学会に移行した場合はどのような変更が生じるのか。(曾和融生名誉会長)
上記意見も踏まえて、今後あり方委員会、関係委員会と連携して学会移行の準備を進めていくことで承認を得た。
- 19) 嚥下機能評価委員会 委員長 鈴木博昭
2014年度の改定により救済措置としてPEG・在宅医療研究会とPDNが協力して嚥下機能評価研修会を開催する事になり、今までに全国で13回開催し参加人数は2923人である。現在のセミナー開催状況について資料を基に報告があった。他学会との連携が重要であり、現状及び今後の動向について、本研究会がイニシアチブをとって進めていくべきである。また、本研究会の繰越金が減少していることも勘案し、今後は、本研究会が年に1度セミナーを開催して今後の研究会収入になるようにしていきたい。現在セミナー参加者が3000人となりPDNのHPは一日2万件の閲覧を超えている。このことからPEG・在宅医療研究会が主催となっていることを踏まえて、PDNのHPにPEG・在宅医療研究会のリンクなどを張ることについて審議をお願いしたい。上記について、両機関のHPに互いにリンクを張ることについて承認を得た。学術集会でのセミナー同時開催については今後学術集会会長と調整して進めていくことで承認を得た。
9. 第21回学術集会準備報告 学術集会会長 合田文則
平成28年9月3日(土)かがわ国際会議場、サンポートホール高松にて開催予定
テーマ：胃瘻患者の声を聞こう～症例から学ぶ～
現在のネガティブなイメージを払拭すべく、胃瘻患者にも参加いただけるような集会にしたいと考えている。
10. 第22回学術集会準備報告 学術集会会長 倉敏郎
第1候補日として平成29年9月23日(土)札幌コンベンションセンターにて開催予定であり、正式に決定すれば再度報告予定である。また、PTEGとの同時期開催を検討中である。

2015年12月以降 胃瘻関連研究会一覧

研究会名称	代表者	事務局連絡先	参加対象者
1 北海道胃瘻研究会	倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人札幌清田病院 消化器内科 村松博士 〒004-0831 北海道札幌市清田区真栄1条1-1-1 TEL:011-883-6111 FAX:011-883-6149 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp 第14回当番世話人:小田寿(釧路労災病院 内科) 2016年11月19日(土)札幌コンベンションセンター(札幌市) 開催事務局:医療法人札幌清田病院 消化器内科 村松博士 (住所・連絡先は同上)	主に道内の医師・看護師・栄養士・薬剤師等
2 東北 PEG 研究会	朝倉 徹 (石巻赤十字病院 副院長)	東北大学病院 消化器内科 荒 誠之 〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1 TEL:022-717-7171 FAX:022-717-7177 第11回当番世話人:土屋誉(仙台オープン病院) 石田一彦(石田医院) 2016年7月2日(土)仙台TKP ガーデンシティ21階(仙台市) ※会場変更の可能性あり 開催事務局:東北大学病院 消化器内科 荒 誠之 (住所・連絡先は同上)	原則として医師、看護師、栄養士、介護士、薬剤師等の医療従事者
3 福島県 PEG 研究会	小原勝敏 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 教授)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 引地拓人 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:takuto@fmu.ac.jp 第1回(福島県消化器病とPEG・栄養研究会<仮>)当番世話人: 引地拓人(福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部) <予定> 2016年4月2日(土)福島市<予定> 開催事務局:福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 引地拓人 (住所・連絡先は同上)	医師・消化器内視鏡技師・看護師・薬剤師・栄養士など
4 茨城県 PEG・PTEG 研究会	末永 仁 (医療法人博慈会 日立港病院)	医療法人博慈会 日立港病院 末永 仁 〒319-1222 茨城県日立市久慈町3-4-22 TEL:0294-52-3576 FAX:0294-52-5116 E-mail:hit58sue@jsdi.or.jp 第15回(茨城PDNセミナー)当番世話人:池澤和人(筑波記念病院 消化器内科) 2016年6月18日(土)つくば国際会議場(つくば市) ※PDNセミナー終了後、同日同会場にて第14回茨城県PEG・PTEG研究会開催 開催事務局:日立港病院 末永 仁 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・薬剤師・介護士など、経管栄養に携わる全ての職種
5 北陸 PEG・在宅栄養研究会	八木雅夫 (公立松任中央病院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921	医師・コメディカル
6 長野県胃ろう研究会	堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp 第24回当番世話人:堀内 朗(昭和伊南総合病院 消化器病センター) 2015年11月29日(日)松本市総合社会福祉センター4階(松本市) 開催事務局:昭和伊南総合病院 消化器病センター 堀内 朗 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・薬剤師・栄養士・言語聴覚士
7 松阪地区在宅栄養研究会	鮎田昌貴 (ふなだ外科内科クリニック 院長)	ふなだ外科内科クリニック 〒515-0041 三重県松阪市上川町2279-1 TEL:0598-28-6600 FAX:0598-28-6633 E-mail:funada@ma.mctv.ne.jp URL:http://www.funadaclinic.com 第11回当番世話人:清水敦哉(済生会松阪総合病院 副院長) 2016年3月11日(金) 済生会松阪総合病院7階講堂(松阪市) 開催事務局:済生会松阪総合病院 医療連携室 山本泰広 〒515-8557 三重県松阪市朝日町1区15-6 TEL:0598-51-2626(代表) FAX:0598-51-6557 URL:http://www.matsusaka-zaitaku.com	医療関係者・在宅医療従事者など
8 関西 PEG・栄養とリハビリ研究会 (旧関西PEG・栄養研究会)	井上善文 (大阪大学国際医工情報センター 特任教授)	住友病院 外科 妙中直之 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島5-3-20 TEL:06-6443-1261 FAX:06-6444-3975 第22回当番世話人:小山茂樹(社会医療法人誠光会 草津総合病院 副理事長) 2016年6月25日(土)ホテル大阪ベイトワール4階 ベイトワール(大阪市) 開催事務局:社会医療法人誠光会 草津総合病院 内視鏡センター 川村美圭子(かわむらみかこ) 〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町1660 TEL:077-516-2530 FAX:077-516-2530 E-Mail:skoyama@belle.shiga-med.ac.jp	特に制限なし
9 滋賀 PEG ケアネットワーク	小山茂樹 (草津総合病院 消化器内科・副院長)	草津総合病院 消化器内科 小山茂樹 〒525-8585 滋賀県草津市矢橋町1660 TEL&FAX:077-516-2530 E-mail:skoyama@belle.shiga-med.ac.jp URL:http://www.kusatsu-gh.or.jp	医師・看護師・保健師など
10 広島胃瘻と経腸栄養療法研究会 (広島ページェント)	有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長) 徳毛宏則 (JA 広島総合病院 消化器内科)	JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org 第11回当番世話人:徳毛宏則(JA 広島総合病院 消化器内科) 2016年3月5日(土)広島国際会議場(広島市) 開催事務局:JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 (住所・連絡先は同上)	一般市民、医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・訪問看護スタッフ・介護施設職員など
11 広島 PDN セミナー	有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千恵 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:neko@wa2.so-net.ne.jp URL:http://www.hibino.or.jp/	医師・看護師・栄養士・薬剤師・内視鏡技師・リハビリスタッフ他 全医療従事者
12 福岡 PEG 研究会	前川隆文 (福岡大学筑紫病院 外科 教授)	福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 〒818-8502 福岡県筑紫野市谷明院1-1-1 TEL:092-921-1011 FAX:092-928-0856 E-mail:c.geka@minf.med.fukuoka-u.ac.jp 第11回(福岡PEG・半固形化栄養法研究会)当番世話人:明石哲郎(済生会福岡総合病院 胆道内科部長) 2016年7月2日(土)福岡大学病院メディカルホール 開催事務局:福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ソーシャルワーカー
13 大分 PEG・経腸栄養研究会 (旧大分県 PEG カンファレンス)	松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111 第14回当番世話人:荒巻政憲(大分岡病院 消化器センター) 2016年6月下旬 大分市<予定> 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、内視鏡技師のほか PEG 関連の方
14 PEG ケアカンファレンス熊本	城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top 第27回当番世話人:城本和明(イオンタウン田崎 総合診療クリニック) 2015年12月5日(土)熊本市健康文化ホール(熊本市) ※第11回三合同カンファレンスとして 開催事務局:イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 (住所・連絡先は同上)	医師・メディカルスタッフ
15 鹿児島 PEG 研究会	内園 均	南薩ケアほすびたる 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山5860 TEL:0993-56-1155 FAX:0993-56-1157 E-mail:kagopeg@hotmail.com	メディカルスタッフ全般
16 九州 PEG サミット	城本和明(PEGケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文 (大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹(鹿児島PEGカンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top 第6回(The PEG サミット in 小樽<別名:九州 PEG サミット in 小樽>)当番世話人: 倉 敏郎(町立長沼病院 院長) 2016年8月6日(土)~7日(日)グランドパーク小樽(小樽市) 開催事務局:町立長沼病院 〒069-1332 北海道夕張郡長沼町中央南2-2-1 TEL:0123-88-2321 FAX:0123-88-2586	メディカルスタッフ全般

※ 2015年12月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG・在宅医療研究会事務局までご連絡下さい。

ひろば

怒りのコントロール

愛生会山科病院 院長 加藤 隆 弘

人間は感情の動物であり、喜びや悲しみを分かち合い、時には怒りを覚え人生を送っています。

ストレス社会といわれる現代、皆さんやそのまわりでは部下が期待通りの仕事が達成できていないために部署全体に響きわたるような大声で上司が部下を叱責したり、子供が言われたことをしっかり実行できないとの理由で近隣まで聞こえるような大声で親が子供を叱りつけている情景を経験されたことはありませんでしょうか？

私も生来短気で相手と価値観や社会感が合わないときは時に怒りの感情を露にしたことがあります。怒って当然と思える時もありましたが、多くは怒りのあとで「ああ、またやってしまった」と自己に対する失望感・嫌悪感とともに、時に罪悪感さえ覚え、しばらくすると「人間関係が損なわれていけない(部下のみならず上司に対しても)」という危惧の念を抱き、その修復に努めることもたびたび経験しました。歳を重ねるとともに、怒りの気持ちは軽減し、短気も改善するかも思われましたが、加齢により徐々に頭は硬化し、自分の価値感や社会感もより硬直化してきました。仕事や家庭でも多くの責任を背負う立場にもなると、立場上、怒りや怒りに近い感情をできるだけ覚えないう、抑えるように心がけてきましたが、怒りの頻度や強度は増し、これをいかにコントロールし、それぞれの状況にどう対応するか、私の仕事や家庭でも重要な事項となってきました。

怒りというのは、最初に対象との何らかの衝突があり、それに対する評価が生まれ、さらに評価検討が繰り返され増大してゆきますので、できるだけ早いうちに自分の気分を静めることができれば、怒りを回避することも可能であるといわれます(出展：ダニエル・ゴールマン『EQ 心の知能指数』)。また、自己の感情は自分自身で生みだしているものであり、自己の考え方で変化させることが可能であると考えると対応

の方法も種々生まれてきます。

最近、企業ではこの怒りの感情といかに向き合い、どう人間関係を円滑にして仕事の効率化、企業業績の向上につながるか、積極的な取り組み(アンガーマネジメント, anger management)が行われているようですので紹介させていただきます。

アンガーマネジメントは1970年代に米国で開発された手法であり、その後種々の領域で活用されており、日本でもアンガーマネジメント協会が存在しております。怒りやイライラをいかにコントロールするかを目標にしています。

8月18日の日本経済新聞で「怒り、制御の術―職場で家庭で人間関係円滑に」が取り上げられ、この中でアンガーマネジメント協会の理事や企業の方々からアンガーマネジメントのノウハウが報告されています。まず最初に起こる衝動に対して「衝動のコントロールが重要で、反射的に怒鳴らず、怒りの感情のピークがすぎる6秒間を待つことだそうです。この6秒の間、深呼吸したり、怒りの内容を手のひらに書き出すなどの行為をすることが良いようです。その後、「思考のコントロール」により自分の怒りの対象となった相手に非があると思っても、自分に非があるのではないかと考えてみることで、そして「行動のコントロール」により怒りを分類し、それが重要か否か、変革可能か否かに分類し、今後の行動を考える。重要で変革可能ならいつまでに、どこまで変えたら良いのか考えて行動すべきとし、理事は「練習すれば誰でもできる」と強調されています。

皆さん、仕事でも家庭でも一度、試してみられてはいかがでしょうか？自分自身を客観的に見るように努めると仕事や家庭でコミュニケーションが円滑に進むようになるのではないのでしょうか？

ひろば

ラブラドルからプードルへ

屋島総合病院 吉野 すみ

先日、第20回目の学術集會が開かれました。研究会の準備段階から関わらせていただき、20年も経過したとは感慨深く、初回からのプログラム展示を懐かしく拝見しました。初期の頃の表紙は、日本列島の上の同心円に発表者の所在地がプロットされたデザインでした。20年前といえば、診療に明け暮れ、次々と専門医試験もあり、生活に追われていました。病院官舎から外へ引っ越すことになり、留守番の子供たちが心強いようにラブラドルレトリバーを飼うことにしました。ラブは全寮制のトレーニングスクールを終了したものの、散歩をさせる余裕はなく、居間の片隅のケージで夜遅くまで排泄を我慢して過ごし、深夜にたまにほんの僅かな時間だけケージの外に出る生活でした。13歳になった冬の夜に、「散歩もしないのは可哀そうだ」と息子が外へ連れ出すと、低体温で意識混濁して慌てて帰宅、脈は微弱で徐脈、呼吸は浅くそのまま昏睡に陥りました。思いつく治療？をしても回復せず、駄目かと思って寝室に連れ上がったところ、初めての階上の気配を察知してカテコラミンが分泌されたのか、うっすらと眼を開きました。弱々しく立ち上がって辺りの探検を始めると体温が上昇し、危篤状態から蘇生し、さらに数年を過ごしました。晩年には頻回に痙攣発作がみられ、臨終に駆けつけると吐血しており、脳外科医の夫と消化器内科医の私は、老衰だと思ひこんでいたのに…それぞれに愕然としました。次は岩手からプードルを迎えました。かつてのスクールは送迎付きのディケアに変わり、プードルは広いグラウンドを疾走し、救命胴衣を着けて水泳を練習しています。抱き上げると、前脚を私の首の両側から回し、後ろ脚で腰をぎゅっとはさみこんでしがみつるので、子供を抱いていたらこんな感触だったのかもなあと思っています。娘が、ベランダから明石海峡大橋を眺めてい

るプードルを SNS で発見し、我が家の犬かと思紛うほどにそっくりで、一緒に産まれた兄だと判りました。そのやり取りを見たそっくりのプードルが現れ、東京にいる弟と判り、弟の散歩中にそっくりなプードルが近づいてきてさらにその弟と判明し、八犬伝の犬士のように次々と繋がっていきました。

さて、10年ほど前からさぬきうどんブームが到来し、休日には早朝から長蛇の列ができています。昼過ぎまでの営業が多く、うどんタクシーは営業時間を考えて数ヶ所回ってくれます。「うどんは別腹」と言い、飲み会の後にも食べに行くので深夜営業の店もあります。概ね何処でもおいしいのですが、地元での評価と観光客に人気の店が必ずしも同じとは限らないようです。来年の研究会に備えて合田会長がうどんマップを準備するはずですので、多数の皆様の演題応募をお待ちしています。



役員 / 幹事の就任について

2015年9月4日に開催された第20回世話人・常任幹事会において次の方々の2016年4月1日付による役員・幹事就任が承認されました。

(順不同、敬称略)

- 世話人：小川滋彦(常任幹事)、西脇伸二(常任幹事)、伊藤義人
- 常任幹事：伊藤明彦(幹事)、伊東徹(幹事)、小西英幸(幹事)、赤津康裕、西山順博、吉田篤史
- 幹事：武内謙輔、久野千津子、水野英彰

インフォメーション

- 施設代表者の方へ新年度(2016年4月～)の登録確認書類を送付いたします。登録者に変更のある場合には必ず3月31日までに返信をお願いいたします。(2～3月頃発送予定)
- 研究会誌「在宅医療と内視鏡治療」Vol.20 No.1の投稿を受付中です。投稿の最終締切は2月末日とさせていただきますので、ご準備をお願いいたします。執筆要綱、投稿規定はホームページ(www.heq.jp)をご確認ください。
- 第5回認定資格申請は、明年1月4日～4月末日消印到着で受付をいたします。ホームページの資格認定制度ページより申請用書式をダウンロードし、必要書類をそろえて手続きをお願いいたします。
- 2016年10月末日に資格の有効期限を迎える該当者および該当施設には、2月中に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は書面到着後から4月末日消印到着です。
- 弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。(トップページ>PEG・在宅医療研究会>ニュースレター)
- 会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umi.org)まで送り下さい。なお、採否は編集委員長・広報委員長にご一任下さい。
- 業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願い申し上げます。

事務局長：西口幸雄(世話人)
事務局所在地：〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22
大阪市立総合医療センター消化器外科内
TEL&FAX：06-6167-7186
E-mail：peg-office@umin.org

- ・会員登録等研究会全般および会誌・ニュースレターについてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療研究会事務局
E-mail:peg-office@umin.org TEL&FAX：06-6167-7186
- ・教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ：
PEG・在宅医療研究会 教育認定窓口
E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp TEL&FAX：042-714-7106

入会のご案内

PEG・在宅医療研究会(Home Health Care, Endoscopic Therapy and Quality of Life)は、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡治療の補助による在宅医療の推進及び患者のQOL向上を達成するための研究会です。1996年創設のHEQ研究会から2009年9月27日に本名称へと移行いたしました。

【事業】

年1回の研究会学術集会の開催と研究会誌「在宅医療と内視鏡治療」およびニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業団体で構成します。

【会員の特典】

- ・本会主催の研究会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表することができます。
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

施設会員	¥20,000(5名まで) ※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可
個人会員	医師／歯科医師 ¥7,000 コ・メディカル ¥5,000(薬剤師・看護師・医療技術員等)
賛助会員	¥100,000(1口) 2口以上から

【会計年度】

毎年4月1日より翌年3月31日

【入会手続】

事務局にFAXまたはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。
※研究会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。

- ①個人会員：会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒に送付下さい。

【振込先】郵便振替

口座番号 00980-7-288667
口座名 PEG・在宅医療研究会

- ②施設会員：HPから〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局までFAXまたは郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書を送付いたします。

- ③賛助会員：メールまたはFAXにて事務局まで申込書を請求、または研究会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。お申込みをいただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当研究会に関連する活動にのみ使用させていただきますこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

PEG・在宅医療研究会 会則

第一条 名称

本会はPEG・在宅医療研究会(英文名：HEQ)と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療(Home Health Care)の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設術(PEG)等の内視鏡的治療(Endoscopic Therapy)の補助による患者のQuality of Life(QOL)向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条(第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 年1回以上の学術集會開催
2. 年1回以上の会誌の発行
3. その他必要な事業

第四条 会員

本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。会員は以下のように区分する。

- 個人会員・・・個人として本会に入会したもの
- 施設会員・・・施設として本会に入会したもの(代表者を届け出る)
- 賛助会員・・・本会の運営を賛助する企業・団体
- 名誉職会員・・・本会に役員として貢献し、定年となったもの

第五条 役員・名誉職会員

1. 本会の運営にあたる役員を以下に定義する。
 - 会長(1名)・・・世話人の内より1名選出され、本会を代表する。
 - 監事(2名)・・・会員から選出され、本会の会計監査を行う。会長や世話人との兼務はできない。
 - 世話人(若干名)・・・本会の企画運営を行う。
 - 常任幹事(若干名)・・・世話人と共に本会の運営及び事業について企画処理する。
2. 本会に次の名誉職会員を置く。
 - 名誉会長・・・本会の会長として功績のあったもの。世話人・常任幹事会で推薦される。
 - 名誉会員・・・学術集會を開催した世話人、またはそれと同等の功績があったもの。世話人・常任幹事会で推薦される。
 - 特別会員・・・当研究会に功績のあったもの。世話人・常任幹事会で推薦される。
3. 学術集會の運営にあたる当番世話人(学術集會会長)を置く。
 - 当番世話人(学術集會会長)・・・世話人の中より順次選出、担当する年の研究会/学術集會を開催し、その実務運営にあたる。

第六条 幹事・施設代表者

1. 幹事・施設代表者
 - 幹事(若干名)・・・本会の運営の実務にあたる。
 - 施設代表者・・・それぞれの施設会員を代表する。

第七条 役員・幹事の選出・脱会および任期

1. 役員・幹事の選出は、世話人・常任幹事の推薦により役員選出委員会で審議され、世話人・常任幹事会で決定する。
2. 役員・幹事の脱会は世話人・常任幹事会で決定する。
3. 役員・幹事の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
4. 役員・幹事の定年は65歳になった会計年度の終了をもってする。監事は70歳とし、会長は75歳とする。
5. 役員・幹事の任期については、原則定年になった会計年度の終了をもってとするが、役員会の要望により更に1期は延長することができる。
6. 名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。

第八条 会議

本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。

1. 世話人・常任幹事会・・・世話人・監事・常任幹事で構成され、本会の運営に関する事項を議決する。議長は会長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて世話人・監事・常任幹事の2分の1以上の出席を以て成立し、その過半数を以て議決される。名誉職会員は本会に出席し、意見を述べることが出来る。
2. 幹事・施設代表者会議・・・幹事と施設会員代表者で構成され、世話人・常任幹事会の議決事項を承認する。議長は会長が行う。
3. 委員会・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。委員長は世話人・常任幹事から選任される。

第九条 会費

1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。
2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

1. 本会の経費は会費、寄付金ならびに印税をもってこれにあてる。
2. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
3. 研究会時に開催される世話人・常任幹事会にて会計報告を行い、承認を得る。

第十一条 研究会名称及び会則の改正

研究会名称及び会則の変更は会長及び世話人・常任幹事会の協議により行う。

第十二条 事務局

1. 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
2. 事務の責任者として事務局長を置く。事務局長は世話人・常任幹事の中から選任される。

第十三条 (附則) 本会則は平成24年4月1日より施行する。

平成 8年8月31日	制定・施行
平成15年9月27日	一部改訂
平成17年9月24日	一部改訂
平成19年9月30日	一部改訂
平成20年9月20日	一部改訂
平成21年9月26日	一部改訂
平成22年3月31日	一部改訂
平成23年9月 9日	一部改訂

施行細則

第一条 委員会

本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会を設置することができる。

1. あり方委員会
2. 倫理委員会
3. 総務委員会
4. 財務委員会
5. 編集委員会
6. 規約委員会
7. 役員選出委員会
8. 学術委員会
9. 用語委員会
10. 社会保険委員会
11. 教育委員会
12. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
13. PEG チーム医療委員会
14. 広報委員会
15. 選奨委員会
16. PEG と栄養に関するガイドライン作成委員会
17. COI 委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
2. 役員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/歯科医師10,000円、コ・メディカル8,000円とする。
3. 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。
4. 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする。
5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とし、最低2口以上からとする。

PEG・在宅医療研究会 投稿規定

■投稿資格

投稿原稿の筆頭著者は、本研究会会員であることを原則とする。
また、著者の総数は10名以内とすること。

■掲載規定

1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その他とする。
2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。和文原稿は本文(文献含む)が5,000～6,000字以内を原則とする。図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。
3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。
4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。
5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局あてに書留(簡易書留も可)送付する。
6. 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委員会において決定する。
7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当研究会に帰属する。

■執筆要項

1. 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと。
2. 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
3. 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
4. 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、煩雑になると判断される場合はこの限りではない。
5. 文献は本文中で引用されたもののみ最小限を挙げ、文献番号は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず右肩に上付きで「1)」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近の Index Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。
<雑誌> 著者名、題名、雑誌名、西暦発行年; 巻数: 頁(初～終)
<書籍> 著者名、題名、In: 書名(編者名)、発行地: 発行所名、西暦発行年: 頁(初～終)
なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、7名以上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)あるいは(abstr)とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。
6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。
7. 図表にはそれぞれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を記載しておくこと。
8. 図表の説明(legend)は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または

- Figure」,「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。
9. 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト形式とし、プリントアウトしたもの3部と投稿チェックシート(ホームページ上でダウンロード可)と共に郵送すること。
10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。(2014年11月7日 改訂)

■原稿送付先

PEG・在宅医療研究会 会誌担当
大阪市立総合医療センター 消化器外科内
〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22
TEL&FAX: 06-6167-7186
E-Mail: peg-office@umin.org
必ず書留(簡易書留も可)にてお送り下さい。

PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 PEG・在宅医療研究会(以下本研究会)は、胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度(以下本制度)を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

第3条 本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会(以下本委員会)を設ける。

第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

第4条 本委員会は認定制度委員長(以下本委員長)と数名の認定制度委員(以下本委員)で構成される。

2. 本委員長は PEG・在宅医療研究会の世話人・常任幹事から選任され、委員は世話人・常任幹事・幹事および若干の有識者から委員長が指名する。
3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1) 資格条件検討委員会
 - 2) 資格審査委員会
4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は世話人・常任幹事会で承認の上、会長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
2. 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する。
 3. 本委員長は委員会の審議結果を世話人・常任幹事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同数の場合は本委員長が議決するものとする。

(任期)

第9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、会長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

- 第11条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。
2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設としての資格条件を検討するための委員会である。
 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

- 第13条 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小委員会を年1回以上召集する。
2. 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、速やかに臨時小委員会を召集する。
 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同

数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

第16条 小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第17条 第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員長が代行を指名する。
後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失

(個人資格の種類)

第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。
2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。
3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。
4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と経験をもつものとする。
5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定資格と専門資格を設ける。
2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

第20条 個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委員会に提出する。

(申請の方法)

第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
(1) 認定申請書(書式I)
(2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
(3) 教育セミナー/資格試験受講証の写し
(4) 経験症例数証明書(書式II、ただし胃瘻教育者は除く)
1) 症例数または症例数のスコア(II-3)
2) 代表症例10例のケースカード(II-1または2)
書式II-3～5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。
(5) 業績目録(書式III-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式III-2)とする)
研究会や学会の参加証、発表や講演を行った研究会の日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙、および論文の最初のページと最終ページの写しを添付する。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。
(1) 認定申請書(書式IV)
(2) 1. 認定造設施設: 1名以上の認定造設医師(非常勤可)の認定証コピー
2. 認定管理施設: 1名以上の認定管理医師(非常勤可)と1名以上の認定管理士の認定証コピー
3. 専門造設施設: 1名以上の専門造設医師(非常勤可)の認定証コピー
4. 専門管理施設: 1名以上の専門管理医師(非常勤可)と1名以上の専門管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

第23条 認定審査は以下のごとくとする。
1) 審査料: 1資格につき5000円
2) 申請の時期: 毎年1月4日から4月末日到着分。
3) 認定審査の時期: 5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審査し、世話人・常任幹事会で承認を得る。
4) 認定結果: 10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

第24条 登録は以下のごとく行う。
1) 登録料: 1資格につき5000円
2) 登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を行う。
3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本研究会が会長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

第26条 個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。
1. 本研究会の会員としての資格を喪失したとき。
2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき。
3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。
4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不相当と認められた者に対しては、本委員会の議を経て会長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

第29条 個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本研究会に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審査委員会に提出する。
2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。
2. その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

第32条 資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用郵便振替口座(PEG・在宅医療研究会資格認定制度)を通じて行い、年度末締めにより研究会収支へ統合し監査を受けるものとする。
2. 本口座の管理代表は事務局長がとめる。

(本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

第34条 本認定制度規則は平成24年9月15日から施行する。
平成20年9月20日 制定
平成21年9月26日 一部改訂
平成22年9月10日 一部改訂
平成23年9月9日 一部改訂
平成24年9月14日 一部改訂

PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
2. 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門資格に分ける。
3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認定資格と専門資格に分ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本研究会会員資格
PEG・在宅医療研究会(旧 HEQ 研究会)に加入後2年度を経ており、かつ会費の納入が完了していること。
2. 資格別の条件
 - 1) 胃瘻造設者の資格
医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。
後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 2) 胃瘻管理者の資格
医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」とする。後出で記載する3から6項を証明できること。
 - 3) 胃瘻教育者の資格
胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つでも可)を証明できること。(書式III-2)
 - (1) 論文・著書の筆頭著者(学会発表抄録は不可)
 - (2) 本研究会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、要望演題などの筆頭発表者(一般演題は不可)
 - (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
 - (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者
3. 本研究会への参加義務
PEG・在宅医療研究会(旧 HEQ 研究会)へは5年間に1回以上参加しなければならない。申請時より遡って5年以内の研究会参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。
4. 胃瘻造設および管理の経験症例数(書式II、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)
書式II-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。
 - 1) 胃瘻造設: 術者(内視鏡担当は含まない)としての造設症例数をもって表す。
1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。
 - 2) 胃瘻管理: 入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもって表す。
 - (1) 入院・入所症例: 少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
 - (2) 在宅症例: 症例数X年数のスコアで表す。(例: A症例を引き続き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5である。それぞれの症例のスコアの総和で表す。)
1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または認定管理士の登録が可能である。
症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類

- の提出を必要とする。
- 業績目録(書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出)以下の論文、研究発表(学会発表の抄録は不可)および学会研究会参加を点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
 - 本研究会参加(必須条件):10点
 - 本研究会学術集会における発表
筆頭者:10点、筆頭以外:5点
 - 在宅医療と内視鏡治療(本研究会機関誌)論文発表(発表抄録は不可)
筆頭執筆者:20点、筆頭以外:5点
 - 学会(研究会および学会の地方会などは含まない)
著書・雑誌論文:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。
筆頭執筆者:10点、筆頭以外:5点
 - 本研究会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの):10点
 - 学会、研究会、地方会における発表
内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する
筆頭発表5点、筆頭以外3点
 - 本研究会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、座長、コメンテーター、特別発言:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する。それぞれにつき10点
 - 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加
それぞれにつき3点
 - 嚥下機能評価講習会の参加 3点
本研究会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。
 - 教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点
本研究会が主催する教育セミナー/資格試験(年1回、学術集会時)の受講の必要がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。
ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはないが、更新時の条件としては受講を必須とする。

名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること
(2) 嚥下機能評価が可能であること。(但しこの項目については2016年から有効とする。)

<更新手続き>

第4条 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本研究会参加1回と教育セミナー(資格試験は免除)の受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。

なお、更新基準の移行措置として2009年度暫定第1期から2011年度第3期資格取得者の教育セミナー(資格試験は免除)の受講は2015年までに(2010年~2015年以内)受講することを条件に当該時点での更新手続きを認める。各施設資格の更新手続きは以下2)に定める書類の添付をもって行う。

- 個人資格
 - 認定胃瘻造設者(医師):業績20点以上
 - 専門胃瘻造設者(医師):業績30点以上
 - 認定胃瘻管理者(医師および看護師):業績20点以上
 - 専門胃瘻管理者(医師および看護師):業績30点以上
 - 認定胃瘻教育者:業績20点以上
- 施設資格
 - 認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設者認定証の写し
 - 専門胃瘻造設施設:(1)1名以上の専門胃瘻造設者認定証の写し
(2)嚥下機能評価が可能であること。(但しこの項目については2016年から有効とする。)
 - 認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し
 - 専門胃瘻管理施設:(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し
(2)嚥下機能評価が可能であること。(但しこの項目については2016年から有効とする。)

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場合に限るものとする。

第5条 更新手続きの期間

- 更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する。
- 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

第6条 更新料

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

第7条 更新時の審査

更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、役員会了承により正式な更新許可とする。

- 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認められた場合には証書を同送する。移行特例により教育セミナー未受講で手続きをした場合は受講確認ができた段階で証書を発行するが、有効期限については当該資格の期限と変わらないものとする。
- 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しなかった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるものとする。

ただし、やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1年間は手続きの猶予を設ける。

<本施行細則の変更>

第8条 本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

<本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成26年9月13日から施行する。

- | | |
|------------|------|
| 平成20年9月20日 | 制定 |
| 平成21年9月26日 | 一部改訂 |
| 平成22年9月10日 | 一部改訂 |
| 平成24年9月14日 | 一部改訂 |
| 平成25年9月6日 | 一部改訂 |
| 平成26年9月12日 | 一部改訂 |

第3条 認定の種類

1. 個人資格

1) 胃瘻造設者

認定胃瘻造設医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻造設医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

2) 胃瘻管理者

(1) 入院・入所施設:

認定胃瘻管理医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

(2) 在宅管理:

認定胃瘻管理医師:スコア20以上かつ業績30点以上のもの
認定胃瘻管理士:スコア20以上かつ業績30点以上のもの
専門胃瘻管理医師:スコア40以上かつ業績50点以上のもの
専門胃瘻管理士:スコア40以上かつ業績50点以上のもの

3) 胃瘻教育者

第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの

2. 施設資格

施設会員として本研究会に加入後2年度を経ており、会費の納入が完了していること。

1) 造設施設

認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること

専門胃瘻造設施設:(1)1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍すること
(2)嚥下機能評価が可能であること。(但しこの項目については2016年から有効とする。)

2) 管理施設

認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可)と1名以上の認定胃瘻管理士が在籍すること

専門胃瘻管理施設:(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1

TOP PRODUCT LINE UP
— 製品のご紹介 —



ネオフィードENポンプ TOP-A600

経腸栄養の適正な管理を、使いやすいコンパクトなポンプで。

特長

- ボタンを上から下へ一直線にレイアウトし、簡単操作が可能です。
- 予め時間流量を3パターンまで登録可能です。
- 軽量・コンパクトでスタンドでの移動も容易です。

●イラストはイメージ図であり、製品とは異なる部分がありますので、ご了承下さい。 ●製品改良にともない予告なく仕様、外観などを変更させて頂く場合がありますので、ご了承下さい。

製品の規格等は、お近くの支店・営業所までお問い合わせください。

製造販売業者
株式会社 トップ
本社:〒120-0035
東京都足立区千住中層町19番10号

東京支店 tel:03-3811-9915	名古屋支店 tel:052-834-3333	大阪支店 tel:06-6361-5831	福岡支店 tel:092-472-4233
札幌営業所 tel:011-820-8383	盛岡営業所 tel:019-645-3452	仙台営業所 tel:022-265-3610	北関東営業所 tel:048-685-5797
千葉営業所 tel:043-214-1641	横浜営業所 tel:045-260-5271	金沢営業所 tel:076-268-3370	新潟営業所 tel:025-244-2191
静岡営業所 tel:054-263-0824	京都営業所 tel:075-643-6351	神戸営業所 tel:078-341-1683	高松営業所 tel:087-866-5691
広島営業所 tel:082-246-7651	鹿児島営業所 tel:099-265-4566		

